第49期定時株主総会
招集ご通知

●日時

2023年6月20日（火曜日）午前10時

●場所

愛媛県宇和島市丸之内3丁目6番20号
サブライムホール 2階
（なお、詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

●目的事項

報告事項

1. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
   事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
   計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　監査役1名選任の件

株式会社 ヨンキュウ
証券コード：9955

株主様へのお知らせ

◎株主総会へのご出席につきましては、開催日当日の新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただきますようお願い申しあげます。当日の出席に代えて、同封の議決権行使書により事前に行使いただくことが可能です。
◎開催日当日の新型コロナウイルス感染状況によりましては、新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じることがありますので、ご理解及びご協力を賜りますようお願い申しあげます。
◎ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

証券コード　9955
2023年5月30日

株　主　各　位

愛媛県宇和島市築地町２丁目318番地235
株式会社ヨンキュウ
代表取締役社長　　笠　岡　恒　三

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　http://www.yonkyu.co.jp
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ヨンキュウ」又は「コード」に当社証券コード「9955」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月19日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2023年6月20日（火曜日）午前10時

2．場　　所　　愛媛県宇和島市丸之内3丁目6番20号
サブライムホール　2階
（なお、詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第49期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第49期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　監査役1名選任の件

4．招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１ページに記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」を除いております。

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年10月以降新型コロナウイルス感染症に対する政府の感染対策が緩和されるなど経済活動に回復の動きが見られたものの、海外の利上げ進行やロシアのウクライナ侵攻による世界的なエネルギー・食料価格の上昇に加え、歴史的な円安が輸入物価を押し上げ、幅広い品目で値上げラッシュとなり国民生活に影響を与えました。

当養殖業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり鮮魚の取扱量が伸び悩むとともに物流など諸経費も高騰し、また、一昨年春のハマチ稚魚(モジャコ)の不漁の影響が重なり、経営環境は厳しい状況が続いております。

こうした状況下、当社グループの「鮮魚の販売事業」は、主力商品であるタイ・カンパチの販売数量が伸び悩んだものの魚価上昇に伴い増収となりました。一方、「餌料・飼料の販売事業」は、生餌は不漁により販売数量が減少し、配合飼料は販売数量がほぼ横ばいでしたが、ともに価格上昇により売上高は増加しました。

利益面では、子会社におけるウナギ・マグロ事業が順調に業績推移したことなどから各利益は前年実績を上回るものとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は402億34百万円（前期比14.3％増）、営業利益は27億74百万円（前期比7.2％増）、経常利益は30億89百万円（前期比6.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億6百万円（前期比15.4％増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

区　　分	第 48 期 (2022年3月期) 売上高(百万円)	第 49 期 (2023年3月期) 売上高(百万円)	対前期比較	
			金額差異 (百万円)	増減率 (%)
鮮魚の販売事業	22,935	27,240	4,304	18.8
餌料・飼料の販売事業	12,220	12,922	702	5.7
その他の事業	56	71	15	26.8
合　　計	35,212	40,234	5,022	14.3

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

「鮮魚の販売事業」は、売上高は272億40百万円（前期比18.8%増）、営業利益は12億74百万円（前期比65.3%増）となりました。

「餌料・飼料の販売事業」は、売上高は129億22百万円（前期比5.7%増）、営業利益は15億4百万円（前期比13.5%減）となりました。

「その他の事業」は、売上高は71百万円（前期比26.8%増）、営業損失は20百万円（前期は営業利益17百万円）となりました。

なお、セグメント間の取引については、相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、17億29百万円となっております。そのうち主なものは、第三養鰻場設備6億83百万円、三崎新加工場設備６億80百万円などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
重要な取得又は処分はありません。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分		第 46 期 (2020年3月期)	第 47 期 (2021年3月期)	第 48 期 (2022年3月期)	当連結会計年度 第 49 期 (2023年3月期)
売上高	千円	40,461,098	36,391,435	35,212,544	40,234,817
経常利益	千円	1,673,907	2,286,082	2,896,418	3,089,834
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	694,578	1,211,927	1,998,028	2,306,328
１株当たり当期純利益	円	59.90	99.43	163.74	188.81
総資産	千円	34,932,647	38,909,388	42,853,995	47,266,212
純資産	千円	27,213,294	29,690,287	31,636,427	34,907,986
１株当たり純資産額	円	2,234.70	2,434.82	2,591.51	2,856.75

(注)　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分		第 46 期 (2020年3月期)	第 47 期 (2021年3月期)	第 48 期 (2022年3月期)	当事業年度 第 49 期 (2023年3月期)
売上高	千円	30,046,184	26,297,735	26,214,496	29,092,587
経常利益	千円	972,116	1,279,569	1,518,923	1,560,670
当期純利益	千円	260,894	746,428	989,223	1,170,426
１株当たり当期純利益	円	22.49	61.24	81.07	95.82
総資産	千円	28,150,781	30,066,554	32,937,519	34,843,212
純資産	千円	25,152,013	26,936,781	27,788,174	29,743,425
１株当たり純資産額	円	2,065.59	2,209.21	2,276.49	2,434.34

(注)　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社　海　昇	50,000千円	99.94%	鮮魚及び餌料・飼料の販売事業
四急運輸株式会社	30,000千円	100%	一般貨物運送事業
日振島アクアマリン有限責任事業組合	10,000千円	99.7% (注) 1	マグロ養殖事業
株式会社西日本養鰻	50,000千円	100%	ウナギ養殖事業

(注) 1. 当社の議決権比率の欄には、当該有限責任事業組合に対する出資割合を記載しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループが属する水産業界は、新型コロナウイルス新規感染者数の減少を受け、宿泊・飲食サービスなどを中心に緩やかな回復は見られるものの、原材料や物流コストの上昇、配合飼料の値上げなど経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。このような厳しい状況のなか、ステークホルダーの皆様からの幅広いニーズにお応えするために、従来にも増して「安定的な収益確保と持続的な成長」を目指してまいります。

その具体的施策として、水産物消費における鮮魚加工の重要性が増していることを踏まえ、本社及び三崎加工場での加工形態の多品種・多様化など加工事業の強化を図るとともに、主に米国向けに鮮魚の輸出も強化してまいります。さらに、天然資源への依存を少なくするために、現在のマダイに加え、他の魚種の人工種苗化や完全養殖化を提携取引先と協働して研究・開発してまいります。また、水産資源の持続的利用と取引先である生産者の経営安定化、健全な漁場環境の保持を目指し、提携取引先と協力し配合飼料の低魚粉化や配合飼料原料の多様化を推進してまいります。

近年、世界的な水産物の消費増加により、魚類の乱獲や水産資源の減少、枯渇が重要な問題となっております。当社は、その問題に対応するため養殖漁業へのトータルサポートや、水産エコラベル（ＭＥＬ認証）の取得等により、水産資源の持続的利用や環境保護に取り組み、安全・安心な美味しい魚の安定供給を追求し、事業活動を通じて「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成にも貢献してまいります。

今後とも「水産業の発展に貢献する」という当社の社会的役割を果たすべく取り組んでまいる所存でありますので、株主の皆様には、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2023年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社４社並びに持分法適用会社１社により構成されており、その主な事業内容は、水産物卸売事業、餌料・飼料の販売事業、一般貨物運送事業、マグロ養殖事業及びウナギ養殖事業であります。

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

① 鮮魚の販売事業

当社及び株式会社海昇は、四国及び九州などの漁業協同組合・養殖業者等から養殖魚を仕入れ、主に全国中央卸売市場の荷受会社に販売しております。また、天然魚やハマチフィーレ等の加工品の販売も行っております。

天然稚魚は、国内はもとより海外からも仕入れ、養殖業者等に販売しております。

人工ふ化事業では、タイの人工ふ化稚魚を生産し、養殖業者等に販売しております。

日振島アクアマリン有限責任事業組合では、マグロ養殖事業を行っております。

株式会社西日本養鰻では、ウナギ養殖事業を行っております。

② 餌料・飼料の販売事業

当社及び株式会社海昇は、養殖業者等に対し、養殖魚用の生餌・配合飼料・モイストペレット等を販売しております。

③ その他の事業

四急運輸株式会社は、一般貨物運送事業を営んでおります。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2023年３月31日現在）

① 当　社

本　社：　愛媛県宇和島市築地町２丁目318番地235

営業所：　東京営業所（東京都中央区築地）

名古屋営業所（愛知県名古屋市北区）

事業所：　三崎事業所（神奈川県三浦市）

鹿児島事業所（鹿児島県垂水市）

工　場：　本社工場（愛媛県宇和島市）

蒲江種苗センター（大分県佐伯市）

② 子会社

株式会社海昇

本　社：　愛媛県宇和島市坂下津甲407番地89

四急運輸株式会社

本　社：　愛媛県宇和島市築地町２丁目７番11号

日振島アクアマリン有限責任事業組合

所在地：　愛媛県宇和島市日振島235番地

株式会社西日本養鰻
本　社：　愛媛県宇和島市築地町２丁目318番地235
事業所：　第一事業所（鹿児島県曽於市）
　　第二事業所（鹿児島県鹿屋市）

⑺　**使用人の状況**（2023年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
鮮魚の販売事業	88（48）名	３名減（12名増）
餌料・飼料の販売事業	21（６）	１名減（１名増）
その他の事業	８（－）	－（－）
全社（共通）	15（－）	１名増（－）
合計	132（54）	３名減（13名増）

（注）使用人数は就業員数（正社員＋出向受入者）であり、臨時使用人は外書きで（　）内に記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102（50）名	２名減(11名増)	43.２歳	11.９年

（注）使用人数は就業員数（正社員＋出向受入者）であり、臨時使用人は外書きで（　）内に記載しております。

⑻　**主要な借入先の状況**（2023年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社愛媛銀行	3,437　百万円
株式会社高知銀行	1,609
株式会社日本政策金融公庫	1,000
株式会社香川銀行	725

⑼　**その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴　株式の状況（2023年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　26,000,000株

②　発行済株式の総数　　12,253,570株

（注）当社は、取締役（社外取締役を除く。）６名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年７月22日付で普通株式11,824株を発行いたしました。

③　株主数　　6,681名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社オフィスFRM	1,350千株	11.05%
笠岡暁美	922	7.55
笠岡伸一	837	6.85
竹内裕美	833	6.82
有限会社シンセイ	728	5.96
笠岡恒三	640	5.24
株式会社伊予銀行	573	4.69
株式会社愛媛銀行	504	4.13
株式会社香川銀行	500	4.10
築地魚市場株式会社	405	3.31

（注）持株比率は自己株式（35,287株）を控除して計算しております。

⑵　新株予約権等の状況（2023年３月31日現在）

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠岡恒三	
取締役相談役	笠岡繁樹	
専務取締役	清水敏雄	
常務取締役	梅田晃三	
取締役	高川英穂	
取締役	廣瀬了	宇和島自動車株式会社代表取締役会長
取締役	宇都宮紀	総務部長
取締役	山口博規	内部監査室長
常勤監査役	若松和志	
監査役	鈴木義直	
監査役	酒井啓司	酒井啓司税理士事務所所長
監査役	日野正浩	

(注) 1．取締役高川英穂氏及び廣瀬了氏は、社外取締役であります。

2．常勤監査役若松和志氏、監査役鈴木義直氏、酒井啓司氏及び日野正浩氏は、社外監査役であります。

3．取締役高川英穂氏及び廣瀬了氏、監査役酒井啓司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

4．常勤監査役若松和志氏、監査役鈴木義直氏、酒井啓司氏及び日野正浩氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役若松和志氏は、長年農業協同組合に勤務し、監査室長及び代表理事専務等を歴任しておりました。

・監査役鈴木義直氏は、長年金融機関に勤務し、支店長及び本部の部長等を歴任しておりました。

・監査役酒井啓司氏は、税理士の資格を有しております。

・監査役日野正浩氏は、長年金融機関に勤務し、支店長及び本部の部長等を歴任しておりました。

5．当社は執行役員制度を採用しており、次の２名がその職務についております。

地　　位	氏　　名	担　　当
執　行　役　員	富　永　隆　春	鮮魚統括
執　行　役　員	水　野　明　洋	餌料部長

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補するものであります。ただし、填補する額については限度額が設けられており、また法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮しながら、総合的に勘案して常務会での審議を経て取締役会で決定します。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対して年１回(例年７月)、役位ごとにあらかじめ定められた基準に従い、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、年間総額80百万円以内かつ50,000株以内の譲渡制限付株式を割り当て、事前交付型としております。

譲渡制限期間は、本株式の払込期日から３年間としております。

c. 報酬等の割合に関する方針

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の種類ごとの割合の目安は、基本報酬８割、非金銭報酬等２割とします。

社外取締役は、基本報酬のみとします。

d. 役員退職慰労金に関する方針

取締役退任時に、退任する取締役の中長期的な企業価値向上への貢献度合い、在任期間等を総合的に勘案し、株主総会での退職慰労金贈呈の決議を経て、取締役会で社内規定に基づき金額等を審議・決定して金銭で支給します。

e. 譲渡制限付株式の無償取得に関する方針

当社は、取締役(社外取締役を除く。)が譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了の５営業日前までに、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合、(死亡、任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。)、本株式の全部を無償で取得します。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役 (うち社外取締役)	8名 (2)	170,918千円 (6,250)
監　査　役 (うち社外監査役)	4 (4)	9,525 (9,525)
合　　計	12	180,443

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、1990年２月28日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、７名です。また、別枠で、2017年６月23日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、５名です。

3．監査役の報酬限度額は、1990年２月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は、１名です。

4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29,275千円（取締役８名に対し28,750千円、うち社外取締役２名に対し250千円。監査役４名に対し525千円、うち社外監査役４名に対し525千円）。

・取締役（社外取締役を除く。）６名に対し、譲渡制限付株式の付与に係る報酬額として26,818千円。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役廣瀬了氏は、宇和島自動車株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役酒井啓司氏は、酒井啓司税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役高川英穂	18回	100%	−回	−%
取締役廣瀬　了	17	94	−	−
常勤監査役若松和志	18	100	14	100
監査役鈴木義直	17	94	13	93
監査役酒井啓司	18	100	14	100
監査役日野正浩	18	100	14	100

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役高川英穂氏は、金融機関の経営経験を有し、高い見識に基づいて経営全般に関し意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外取締役廣瀬了氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき経営全般に関し意見を述べており、経営から独立した客観的・中立的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

各社外監査役は、主に会計もしくは税務的な見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名　　称　監査法人和宏事務所

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法・公認会計士法等の法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為その他の事項を総合的に勘案し必要と認めた場合には、会社法第340条に基づき会計監査人を解任又は不再任とする方針であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 定時取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。(なお､重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する｡)また、各取締役は、会社の業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ロ. 総務部担当取締役をコンプライアンス推進の総括責任者とし、総務部が全社のコンプライ

アンス体制の構築、整備・充実及び問題点の把握に努め、役職員への教育・啓蒙にあたる。

ハ. 監査役及び内部監査室が連携し、子会社を含めたグループ全体の監査を実施して、取締役の職務執行状況、コンプライアンス体制等を調査し、また、各業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し行われているかを検証し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(運用状況)

・取締役会では、各議案の審議に加え業務執行状況の報告等において活発な意見交換がなされており、職務執行の相互監視・監督の実効性は確保されております。

・コンプライアンスについては、適宜、全社員に対し朝礼や会議等を通じて社内規則や法令の順守について指導・教育しております。

・内部監査室による監査結果は、毎月の取締役会で報告されており、コンプライアンス体制の見直しや問題点の把握、改善に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「稟議規程」、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録(以下、文書等という。)に記録し、保存する。

ロ. 取締役及び監査役は「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を検索・閲覧できる体制とする。

(運用状況)

・取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は、「文書管理規程」及び関連規程に基づき適切に行っており、必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなど個々のリスクについては、それぞれ担当部署、管理責任者を定め、リスク管理の体制を構築する。(なお、子会社を含む組織の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。)

ロ. 当社グループにて不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速かつ適切な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(運用状況)

・個々のリスクへ対応するために、社内規程の整備や担当部署及び責任者の明確化により、リスク管理体制の強化を図っております。なお、当事業年度において不測の事態は発生しておりません。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役会の機能強化、経営効率を向上させるため、「常務会」、「営業推進会議」を定期的に開催する。

ロ. 中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
ハ. 代表取締役社長以下、各営業責任者で構成する「営業推進会議」を毎月１回開催し、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保する。
ニ. 職務の執行に関する権限及び職責等については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行が行える体制を確保する。(なお、各規程類は必要に応じて見直し、改善を図る。)

(運用状況)

・取締役会は、当事業年度において18回開催いたしました。また、常務会は毎週１回、営業推進会議は毎月１回開催しており、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めて、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な事項については当社への定期的な報告を義務付け適切な子会社管理を実施する。
ロ. 監査役及び内部監査室は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
ハ. 当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

(運用状況)

・「関係会社管理規程」にて、子会社が当社へ行うべき合議・承認伺及び報告事項を定めて、当社への稟議、取締役会付議等の手続きを行っております。また、子会社の営業成績等は、毎月１回取締役会に報告されております。
・監査役及び内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施しており内部統制の適正性を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事することとする。

(運用状況)

・必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な会議等にも出席し、必要に応じて当社グループの取締

役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。

ハ. 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

(運用状況)

・監査役は、取締役会のほか、常務会にも出席し業務執行状況等を把握するとともに、監査役への報告体制を構築しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役の半数以上を社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

ロ. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等について情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。

ハ. 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

ニ. 各監査役が監査を実施するにあたり、監査役会が必要と認めた場合には、外部専門家等を活用することができることとする。

ホ. 監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

・当事業年度末における監査役４名のうち全員が社外監査役であり対外的な透明性を確保しております。また、監査役会及び代表取締役は、定期的に意見及び情報交換の会合を実施しております。

・監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、定期的に意見交換を行っております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対しても、グループ全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(運用状況)

・反社会的勢力排除において、基本的な考え方のとおり取り組み、現在何ら問題は生じておりませんが、万が一何らかの問題が生じた場合は、警察や弁護士等の外部専門機関と密接な連携を図り、関係を遮断する体制を築いております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**47,266,212**	**(負債の部)**	**12,358,226**
流動資産	**30,996,147**	**流動負債**	**8,779,701**
現金及び預金	21,420,649	支払手形及び買掛金	2,744,394
受取手形	1,709,208	短期借入金	4,745,080
売掛金	4,325,704	未払法人税等	453,693
商品及び製品	906,065	賞与引当金	30,692
仕掛品	2,401,252	その他	805,841
原材料及び貯蔵品	29,294	**固定負債**	**3,578,524**
短期貸付金	333,955	長期借入金	2,026,795
その他	73,271	退職給付に係る負債	271,859
貸倒引当金	△203,253	役員退職慰労引当金	283,276
固定資産	**16,270,064**	資産除去債務	79,778
有形固定資産	**(6,005,794)**	繰延税金負債	916,816
建物及び構築物	2,766,958	**(純資産の部)**	**34,907,986**
機械装置及び運搬具	1,079,186	**株主資本**	**32,005,413**
工具器具備品	119,369	**資本金**	**2,743,304**
土地	1,288,271	**資本剰余金**	**3,680,051**
建設仮勘定	752,007	**利益剰余金**	**25,601,527**
無形固定資産	**(140,235)**	**自己株式**	**△19,468**
その他	140,235	**その他の包括利益累計額**	**2,899,158**
投資その他の資産	**(10,124,035)**	**その他有価証券評価差額金**	**2,899,158**
投資有価証券	9,724,927	**非支配株主持分**	**3,414**
長期貸付金	554,501		
投資不動産	159,876		
繰延税金資産	35,192		
その他	305,200		
貸倒引当金	△672,514		
資産合計	**47,266,212**	**負債・純資産合計**	**47,266,212**

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**40,234,817**
売上原価		**34,098,089**
売上総利益		**6,136,728**
販売費及び一般管理費		**3,361,864**
営業利益		**2,774,863**
営業外収益		
受取利息・配当金	233,326	
持分法による投資利益	1,384	
その他	112,283	346,995
営業外費用		
支払利息	8,640	
その他	23,383	32,024
経常利益		**3,089,834**
特別利益		
補助金収入	262,566	262,566
特別損失		
固定資産除却損	9,939	
固定資産圧縮損	262,566	
災害による損失	22,340	294,846
税金等調整前当期純利益		**3,057,553**
法人税、住民税及び事業税	779,283	
法人税等調整額	△28,393	750,890
当期純利益		**2,306,663**
非支配株主に帰属する当期純利益		335
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,306,328**

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日期首残高	2,729,499	3,666,246	23,539,330	△19,194	29,915,882
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	13,804	13,804			27,609
剰余金の配当			△244,131		△244,131
親会社株主に帰属する当期純利益			2,306,328		2,306,328
自己株式の取得				△274	△274
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	13,804	13,804	2,062,196	△274	2,089,531
2023年3月31日期末残高	2,743,304	3,680,051	25,601,527	△19,468	32,005,413

	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2022年4月1日期首残高	1,717,574	2,970	31,636,427
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			27,609
剰余金の配当			△244,131
親会社株主に帰属する当期純利益			2,306,328
自己株式の取得			△274
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,181,584	443	1,182,027
連結会計年度中の変動額合計	1,181,584	443	3,271,559
2023年3月31日期末残高	2,899,158	3,414	34,907,986

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**34,843,212**	**(負債の部)**	**5,099,786**
流動資産	**21,214,682**	**流動負債**	**3,013,537**
現金及び預金	15,006,129	買掛金	1,986,166
受取手形	746,139	未払金	29,397
売掛金	3,433,587	短期借入金	100,000
商品及び製品	547,232	未払費用	351,038
仕掛品	145,783	未払法人税等	208,000
貯蔵品	16,804	預り金	309,532
前払費用	34,921	前受収益	3,811
短期貸付金	333,530	賞与引当金	25,294
関係会社短期貸付金	1,967,000	その他	296
未収入金	5,695	**固定負債**	**2,086,249**
その他	42,799	長期借入金	800,000
貸倒引当金	△1,064,939	退職給付引当金	267,739
固定資産	**13,628,529**	役員退職慰労引当金	274,967
有形固定資産	**(3,845,249)**	資産除去債務	50,235
建物	1,507,140	繰延税金負債	693,305
構築物	83,530	**(純資産の部)**	**29,743,425**
機械装置	841,394	**株主資本**	**27,311,730**
船舶	36,066	**資本金**	**2,743,304**
車両運搬具	82,112	**資本剰余金**	**(3,680,077)**
工具器具備品	96,650	資本準備金	3,077,514
土地	1,198,353	その他資本剰余金	602,562
無形固定資産	**(39,980)**	**利益剰余金**	**(20,907,817)**
商標権	2,592	利益準備金	223,000
水道施設利用権	5,182	その他利益剰余金	20,684,817
ソフトウェア	32,205	別途積立金	15,450,000
投資その他の資産	**(9,743,300)**	繰越利益剰余金	5,234,817
投資有価証券	8,372,476	**自己株式**	**△19,468**
関係会社株式	1,114,824	**評価・換算差額等**	**2,431,694**
出資金	21,408	**その他有価証券評価差額金**	**2,431,694**
長期貸付金	554,501		
投資不動産	159,876		
保証金・敷金	15,998		
破産債権等	118,012		
長期前払費用	13,750		
その他	44,965		
貸倒引当金	△672,514		
資産合計	**34,843,212**	**負債・純資産合計**	**34,843,212**

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**29,092,587**
売上原価		**25,250,030**
売上総利益		**3,842,557**
販売費及び一般管理費		**2,687,057**
営業利益		**1,155,499**
営業外収益		
受取利息・配当金	201,008	
その他	223,297	424,305
営業外費用		
支払利息	1,755	
その他	17,379	19,134
経常利益		**1,560,670**
特別利益		
補助金収入	262,566	262,566
特別損失		
固定資産除却損	9,939	
固定資産圧縮損	262,566	
災害による損失	22,340	294,846
税引前当期純利益		**1,528,390**
法人税、住民税及び事業税	413,725	
法人税等調整額	△55,761	357,963
当期純利益		**1,170,426**

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年4月1日期首残高	2,729,499	3,063,709	602,562	223,000	15,450,000	4,308,522	△19,194	26,358,100
事業年度中の変動額								
新株の発行	13,804	13,804						27,609
剰余金の配当						△244,131		△244,131
当期純利益						1,170,426		1,170,426
自己株式の取得							△274	△274
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	13,804	13,804	－	－	－	926,295	△274	953,629
2023年3月31日期末残高	2,743,304	3,077,514	602,562	223,000	15,450,000	5,234,817	△19,468	27,311,730

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2022年4月1日期首残高	1,430,074	27,788,174
事業年度中の変動額		
新株の発行		27,609
剰余金の配当		△244,131
当期純利益		1,170,426
自己株式の取得		△274
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,001,620	1,001,620
事業年度中の変動額合計	1,001,620	1,955,250
2023年3月31日期末残高	2,431,694	29,743,425

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社　ヨンキュウ
　取　締　役　会　御　中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南　幸治

代表社員 業務執行社員　公認会計士　平岩雅司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヨンキュウの2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)の減価償却方法については、従来、定率法(但し、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社　ヨンキュウ
　取　締　役　会　御　中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　南　　幸治

代表社員
業務執行社員　公認会計士　平岩雅司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヨンキュウの2022年４月１日から2023年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)の減価償却方法については、従来、定率法(但し、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性について我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社　ヨンキュウ　監査役会

常勤社外監査役　若　松　和　志　㊞

社外監査役　鈴　木　義　直　㊞

社外監査役　酒　井　啓　司　㊞

社外監査役　日　野　正　浩　㊞

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策につきましては、業績・財政状況及び将来の企業価値向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえで、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　20円（うち創業60周年記念配当８円）

配　当　総　額　　244,365,660円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2023年６月21日

第2号議案　監査役1名選任の件

監査役日野正浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
日野正浩（ひの まさひろ） (1953年5月25日生)	1977年4月　株式会社伊予銀行入行 2004年7月　同行愛媛県庁支店長 2008年8月　同行融資管理部部長 2010年2月　学校法人新田学園事務局長（出向） 2013年5月　株式会社伊予銀行退職 2015年5月　学校法人新田学園退職 2019年6月　当社監査役（現任） （選任理由） 日野正浩氏は、長年株式会社伊予銀行に勤務し、金融機関において培った専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	100株

(注)　1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．日野正浩氏は、社外監査役候補者であります。

3．日野正浩氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当監査役候補者を含む被保険者の職務に関し被保険者が損害賠償責任を負った場合の損害等を当該保険契約によって填補することとしております。当監査役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

(ご参考)

取締役及び監査役(候補者)の専門性と経験（スキルマトリックス）

監査役選任議案が承認可決された場合の当社役員に期待されるスキルは以下のとおりです。

	企業経営	営業・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	財務・会計	人事・労務	法務・ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
笠岡　恒三	○	○			○
笠岡　繁樹	○	○			
清水　敏雄	○		○	○	○
梅田　晃三	○	○			
高川　英穂	○		○		○
廣瀬　　了	○			○	○
宇都宮　紀				○	○
山口　博規			○		○
若松　和志			○	○	○
鈴木　義直			○		○
酒井　啓司	○		○		○
日野　正浩			○		○

(注) 上記一覧表は、各氏の有するすべての知見を表すものではありません。

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　愛媛県宇和島市丸之内３丁目６番20号
サブライムホール　２階

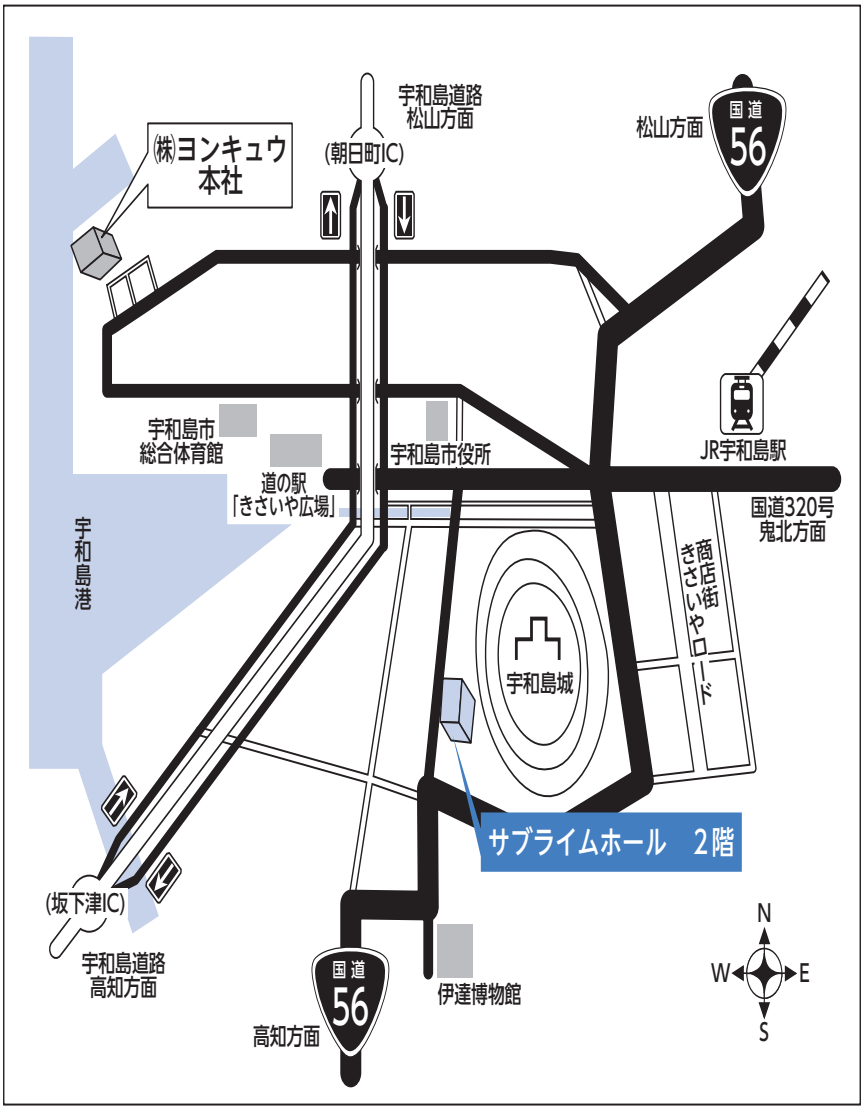

※ＪＲ宇和島駅より約1,700m
※お問い合わせ先
　株式会社ヨンキュウ　総務課　TEL 0895-24-4901